

第2編 発生段階別対応計画

発生段階ごとに、目的、主要6項目（1）実施体制（2）まん延防止（3）予防接種（4）医療（5）情報提供・共有（6）町民生活の確保について、具体的な対策を行う。

この対策については、病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。また、各担当課は、主にその対策を実施する担当課を示している。

1. 未発生期（国：未発生期）

状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥や動物などのインフルエンザウイルス等が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況
目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県との連携した発生の早期確認 2 発生に備えた体制の整備

【具体的対策】

（1）実施体制

対 策	内 容	担 当 課
1) 相談窓口の設置	相談窓口の組織体制、開設時間、必要な資機材等を具体的に検討し、準備を行う。	保 健 セ ン タ ー
2) 町業務継続計画の策定	<ol style="list-style-type: none"> ① 職員が新型インフルエンザ等に罹患することがないように十分な予防策を講じるとともに、一定数の町職員が罹患した状況でも新型インフルエンザ等対策が十分に実施されるよう、行政サービスの過剰な低下を招かないよう業務継続計画を策定し、町業務の絞込み、休止などを想定しておく。 ② 各種対策を実施する際の感染防護衣等を準備する。 	総 務 課 保 健 セ ン タ ー
3) 発生情報の収集	<ol style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等対策、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報収集を行う。 ② 保育園、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況を把握する。 	福 祉 課 保 健 セ ン タ ー 産 業 振 興 課 福 祉 課 教 育 委 員 会

(2) まん延防止

対 策	内 容	担 当 課
1) 感染予防とまん延防止	<p>手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自分が患者になった場合の行動についての理解促進を図る。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時に実施され得る患者の濃厚接触者の外出自粛、学校、保育園の臨時休業、集会の自粛等感染拡大をできる限り抑えるための対策について周知を行い、町民、関係者等の理解促進を図る。</p>	総務課 福祉課 教育委員会 保健センター
2) ワクチンの接種体制	<p>新型インフルエンザ等におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行う。</p>	福祉課 保健センター
3) 衛生資器材の確保等	<p>衛生資器材（消毒薬、マスク等）の確認及び備蓄を図る。</p>	総務課 保健センター

(3) 予防接種

対 策	内 容
1) ワクチンの供給	<p>県をはじめ関係機関等と協議・調整を行い、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。</p>
2) 特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ・国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる町職員に対し、本人の同意を得るなど特定接種の体制構築への協力を行う。 ・接種会場においては、接種を受ける者に身分証明の提示等、接種対象者であることを確認した上で、接種を行う。
3) 特定接種の広報 ・相談	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種対象者に対し、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等に関する情報提供を行う。 ・町民に対し、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
4) 住民接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施にあたり、公的な施設の活用により接種会場を確保する。 ・原則として、町民を対象に集団接種を行うが、国の検討に基づき町民以外への接種についても検討を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある人については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するとともに接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。 ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、場合によっては、通院中の医療機関において接種することも考えられる。 ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団接種を実施する場合であっても、予診および副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。 ・ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として100人以上を単位として集団接種できる体制を構築する。 ・1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団接種によらず接種を行うことも考えられる。 ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考える。 ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団接種を行う。
5) 住民接種の広報・相談	<ul style="list-style-type: none"> ・町民からの基本的な相談に応ずる。 ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
6) 住民接種の有効性・安全性に係る調査	<p>あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療機関に配布する。</p>
7) 情報提供	<p>ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国・県と連携して積極的に情報提供を行う。</p>

(4) 医療

対 策	内 容	担 当 課
医 療 の 確 保	入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについての検討を行う。	総務課 福祉センター

【感染症指定医療機関等一覧】（平成 24 年 4 月 1 日現在）

●第一種感染症指定医療機関（2床）

名称	病床数	所在地	電話番号
岐阜赤十字病院	2	岐阜市岩倉町 3-36	058-231-2266

●第二種感染症指定医療機関（28床）

名称	病床数	所在地	電話番号
岐阜赤十字病院	6	岐阜市岩倉町 3-36	058-231-2266
大垣市民病院	6	大垣市南瀬町 4-86	0584-81-3341
中濃厚生病院	6	関市若草通 5-1	0575-22-2211
岐阜県立多治見病院	6	多治見市前畑町 5-161	0572-22-5311
久美愛厚生病院	4	高山市中切町 1-1	0577-32-1115

●結核病床を有する医療機関（137床）

名称	病床数	所在地	電話番号
長良医療センター	52	岐阜市長良 1300-7	058-232-7755
羽島市民病院	10	羽島市新生町 3-246	058-393-0111
大垣市民病院	40	大垣市南瀬町 4-86	0584-81-3341
郡上市国保白鳥病院	4	郡上市白鳥町為真 1205	0575-82-3131
岐阜県立多治見病院	13	多治見市前畑町 5-161	0572-22-5311
市立恵那病院	10	恵那市大井町 2725	0573-26-2121
久美愛厚生病院	8	高山市中切町 1-1	0577-32-1115

参考)『第6期 岐阜県保健医療計画』(案)平成25年度～29年度：岐阜県：平成25年3月

(5) 情報提供・共有

対 策	内 容	担 当 課
1) 町民への情報提供	<p>① 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の基本的知識や標準予防策*11 について、広報紙、ホームページ等町民への情報提供の広報媒体を使い、町民へ情報提供を行う。</p> <p>② 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザの発生状況や予防策等の情報提供を行う。</p>	<p>総務課 企画調整課 福祉センター 産業振興課 住民環境課 産業振興課</p>
2) 関係機関との情報共有	<p>新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、関係機関の情報共有を図る。</p>	<p>総務課 福祉センター</p>

(6) 町民生活の確保

対 策	内 容	担 当 課
1) 食料品等の確保	<p>防災対策のひとつとして食料・生活必需品の確保ができるよう、町民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。</p>	<p>総務課</p>
2) 要支援者等の支援	<p>新型インフルエンザ等の発生に備え、在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（見守り、訪問介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的対応の検討を行う。</p>	<p>住民環境課 福祉センター</p>
3) 事業所業務継続計画の策定促進	<p>事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について業務継続計画を策定するよう周知する。</p>	<p>総務課 産業振興課</p>
4) 遺体に対する適切な対応	<p>火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。</p>	<p>総務課 住民環境課 教育委員会</p>

2. 県内未発生期（国：海外発生期～国内発生早期）

状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目 的	県内発生に備えて体制の整備を行う。

【具体的対策】

（1）実施体制

対 策	内 容	担 当 課
1) 対策本部の設置	課長会議等において、県内発生に備え町新型インフルエンザ等対策本部設置の要否を検討する。	総 務 課
2) 相談窓口の設置	新型インフルエンザQ&A等を活用し、町民からの相談に対応できるよう電話相談窓口を設置する。	福 祉 課 保 健 セ ン タ ー
3) 発生情報の収集	WHO、国、県等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム、学校欠席者情報収集システム等により欠席者及び臨時休業の状況を把握する。	福 祉 課 保 健 セ ン タ ー 教 育 委 員 会
4) 町業務継続計画の策定	<p>① 引き続き、町職員が新型インフルエンザ等に罹患することがないように十分な予防策を講じるとともに、町業務の絞り込み、休止などを想定しておく。</p> <p>② 各種対策を実施する際の感染防護衣等を準備する。</p>	総 務 課 保 健 セ ン タ ー

(2) まん延防止

対 策	内 容	担 当 課
1) 感染予防とまん延防止	<p>引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。</p> <p>また、自分が患者になった場合の行動についての理解促進を図る。</p> <p>また、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る患者の濃厚接触者の外出自粛、学校、保育園の臨時休業、集会の自粛等感染拡大を出来る限り抑えるための対策について周知を行う。</p>	<p>総 務 課 福 祉 課 保 健 セ ン タ ー 教 育 委 員 会</p>
2) 渡航に関する注意喚起	<p>海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。</p>	<p>住 民 環 境 課</p>
3) 新型インフルエンザワクチン	<p>プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制・計画について周知するとともに、整い次第、県と連携し、医療従事者と社会機能維持にかかわる人を対象に集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。</p> <p>県と連携し、パンデミックワクチンを全町民が速やかに接種できるよう、事前に定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の準備を進める。</p>	<p>保 健 セ ン タ ー</p>
4) 衛生資器材の確保等	<p>引き続き、衛生資器材（消毒薬、マスク等）の確認及び備蓄を図る。</p>	<p>総 務 課 保 健 セ ン タ ー</p>

(3) 予防接種

1) 特定接種の基準に該当する事業者の登録
<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領に基づき国が事業者に対して行う、登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付及び内容の確認等に県等からの要請に応じ協力する。 ・登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。
2) 特定接種の接種体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握し、厚生労働省あてに人数を報告する。 <p>※特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安八郡医師会等からの協力を得て、医療従事者の確保、接種に要する器具等の確保を図り職員への接種体制を構築する。 ・国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。 <p>※新型インフルエンザ等対策の職務</p> <p>区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 （＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）</p> <p>区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務</p> <p>区分3：民間の登録事業者と同様の職務</p>

【参考：特定接種の接種対象業種】

類 型		業 種 等	順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	1
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		<p>新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者</p> <p>国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者</p>	2
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	介護・福祉型サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	3

国民生活・国民 経済安定分野	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	3
	指定同類型 (業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	4

<p>3) 住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国および県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。 ・ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。 ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村における接種を可能にするよう努める。 ・住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法を計画しておく。 ・速やかに住民接種することができるよう、安八郡医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。 ・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に掲げる事項等に留意し、安八郡医師会等と連携の上、接種体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 ② 接種場所の確保（保健センター、学校等） ③ 接種に要する器具等の確保 ④ 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い等） ・各会場において集団接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。
--

4) 情報提供に係る国への協力
・ 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国が行う国民への理解促進に協力する。

(4) 医療

対 策	内 容	担 当 課
1) 医療体制の周知	<p>国や県が医師会等と整備を進めている地域医療体制、検査体制、抗インフルエンザ薬等について分かりやすく周知する。</p> <p>海外発生期以降は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地域において帰国者・接触者外来が設置されるため、その周知を行う。</p> <p>また、帰国者・接触者相談センターが設置されるため、その周知を行う。</p> <p>公共施設等で医療を提供する必要が生ずると予測される場合には、県と協議し、公共施設を確保する。</p>	<p>総務課 福祉課 保健センター 教育委員会</p>

(5) 情報提供・共有

対 策	内 容	担 当 課
1) 町民への情報提供	<p>① 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の基本的知識、予防策などの最新情報をホームページ等あらゆる広報媒体を使い、町民に情報提供する。</p> <p>② 保育園、学校等を通じ、児童・生徒、利用者等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。</p>	<p>総務課 企画調整課 福祉センター 福祉課 教育委員会</p>

対 策	内 容	担 当 課
2) 関係機関との情報共有	県、関係機関等とインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。	総務課 企画調整課

(6) 町民生活の確保

対 策	内 容	担 当 課
1) 食料品等の確保	食料・生活必需品が確保できるよう、町民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。	総務課
2) 要支援者等の支援	在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（見守り、訪問介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的対応の検討を行う。	総務課 福祉課
3) 事業活動の自粛等	事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行うよう周知する。 また、状況によっては、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止、受診の勧奨が要請されるため、その周知をする	総務課 産業振興課
4) 遺体に対する適切な対応	火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。	総務課 住民環境課 教育委員会

3. 県内発生早期（国：国内発生早期～国内発生期、県：県内発生早期）

状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・県内で患者が発生した場合、県対策本部は、県内発生早期に入ったことを宣言する。
目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内での感染拡大を出来る限り抑える。 2 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【具体的対策】

(1) 実施体制

対 策	内 容	担 当 課
1) 対策本部の設置	町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、各種対策を実施する。	総 務 課
2) 相談窓口の設置	状況に応じ、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。	福 祉 課 保 健 セ ン タ ー
3) 発生情報の収集	<p>①WHO、国、県等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数の状況を把握する。</p> <p>②保育園・学校施設からの報告、学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。</p>	福 祉 課 保 健 セ ン タ ー 福 祉 課 教 育 委 員 会
4) 町業務継続計画の策定	<p>①引き続き、町職員が新型インフルエンザ等に罹患することがないように十分な予防策を講じるとともに、町業務の絞込み、休止などを想定しておく。</p> <p>②各種対策を実施する際の感染防護衣等を準備する。</p>	総 務 課 総 務 課 保 健 セ ン タ ー

(2) まん延防止

対 策	内 容	担 当 課
1) 感染予防とまん延防止	<p>手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及徹底を図る。また、自分が患者になった場合の行動についての理解促進を図る。</p> <p>また、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る患者の濃厚接触者の外出自粛、学校、保育園の臨時休業、集会の自粛等感染拡大を出来る限り抑えるための対策について周知を行う。</p> <p>高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の人が居住する施設等における感染予防策を強化するよう周知する。</p>	<p>総 務 課 福 祉 課 保 健 セ ン タ ー 教 育 委 員 会</p>
2) 集会等の自粛	<p>状況に応じ、町が主催する催し物等各種行事を自粛する。また、集会主催者等に対し集会等を自粛するよう協力要請する。</p> <p>町民に可能な限り外出を自粛するよう協力を呼びかける。</p>	<p>関 係 各 課</p>
3) 公共施設の臨時休業	<p>状況に応じ、保育園、学校及び公共施設を臨時休業する。</p>	<p>関 係 各 課</p>
4) 新型インフルエンザワクチン	<p>プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制・計画について周知するとともに、整い次第、県と連携し、医療従事者と社会機能維持にかかわる人を対象に集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。</p> <p>県の協力を得ながら、パンデミックワクチンを全町民が速やかに接種できるよう、事前に定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の準備を進める。</p>	<p>保 健 セ ン タ ー</p>

対 策	内 容	担 当 課
5) 事業者の対応	事業者に対し、手洗い、うがい、マスクの着用等職場における感染予防策の徹底を促す。	総 務 課 産 業 振 興 課
6) 渡航に関する注意喚起	引き続き、海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応及び渡航延期勧告に関する情報提供及び注意喚起を行う。	住 民 環 境 課
7) 衛生資器材の確保等	衛生資器材(消毒薬、マスク等)の確認及び備蓄を図る。	総 務 課 保 健 セ ン タ ー

(3) 予防接種

対 策	内 容
1) 住民接種の実施	・「1 未発生期」P23からの対策を継続する。
2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査	・あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療機関に配布する。

【緊急事態宣言がされている場合】

対 策	内 容
1) 住民接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・留意点は「1 未発生期」P23を参照。
2) 住民接種の広報・相談	<ul style="list-style-type: none"> ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり接種時には次のような状況が予想される。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。 イ. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。 ウ. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。 エ. 臨時接種、集団接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。 ・上記を踏まえ広報にあたっては、次のような点に留意する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。 ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限

	<p>り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。</p> <p>③ 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。</p> <p>④ 具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。</p>
--	---

(4) 医療

対 策	内 容	担 当 課
1) 医療体制の周知	<p>県内発生早期の段階では、新型インフルエンザ等の患者は感染症指定医療機関等に入院することを周知する。</p> <p>新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地域において帰国者・接触者外来が設置されるため、その周知を行う。</p> <p>また、帰国者・接触者相談センターが設置されるため、その周知を行う。</p> <p>必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを周知する。</p> <p>公共施設等で医療を提供する必要があると予測される場合には、県と協議し、公共施設を確保する。</p> <p>県、消防本部等関係機関との連携を強化し、患者搬送体制の再確認をする。</p>	<p>総 務 課</p> <p>福 祉 課</p> <p>保 健 セ ン タ ー</p> <p>教 育 委 員 会</p>

(5) 情報提供・共有

対 策	内 容	担 当 課
1) 町民への情報提供	<p>① 国内外の発生状況、新型インフルエンザ等の基本的知識、予防策などの最新情報について、ホームページ等あらゆる広報媒体を使い、町民への情報提供を強化し、混乱防止を図る。</p> <p>② 保育園、学校等を通じ、児童・生徒、利用者等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。</p>	総務課 福祉課 保健センター 企画調整課
2) 関係機関との情報共有	引き続き、県、関係機関等とインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。	

(6) 町民生活の確保

対 策	内 容	担 当 課
1) 食料品等の確保	食料・生活必需品が確保できるよう、また、買い占めることがないように町民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。	総務課 住民環境課 産業振興課
2) 要支援者等の支援	在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（見守り、訪問介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的な対応の準備を行う。	住民環境課 福祉課
3) 事業活動の自粛等	状況によっては、事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小が要請されるためその周知を行う。新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止、受診の勧奨も同様に周知を行う。	総務課 産業振興課
4) 遺体に対する適切な対応	火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等をリストアップするとともに、遺体安置所の設置、運用の準備を行う。	総務課 住民環境課 教育委員会

4. 県内感染期（国：国内発生期、県：県内感染期、町：町内発生期～町内大流行期）

状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・県内、町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む） ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合、県対策本部は、国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言する。また、町対策本部は、県との協議の上、町内感染期間に入ったことを宣言する。
目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康被害を最小限に抑える 2 町民生活への影響を最小限に抑える 3 医療提供体制を維持する

【具体的対策】

（1）実施体制

対 策	内 容	担 当 課
1) 対策本部の設置	対策の規模、内容に応じ、本部体制を拡大又は縮小する。	総 務 課
2) 相談窓口の設置	引き続き、相談窓口の人員増強、開設時間の延長等を実施する。また、状況に応じ、相談窓口を拡大又は縮小する。	福 祉 課 保 健 セ ン タ ー
3) 発生情報の収集	<ol style="list-style-type: none"> ① 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ等受診患者の状況を把握する。 ② 保育園・学校等施設からの報告及び学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。学校でのインフルエンザ等の集団発生の把握強化は中止し、通常の学校サーベイランスシステムに切り替える。 	福 祉 課 教 育 委 員 会
4) 町業務の継続	町の業務継続計画により、業務を遂行し、町民への行政サービスの低下を最小限にする。	関 係 各 課

(2) まん延防止

対 策	内 容	担 当 課
1) 感染予防とまん延防止	<p>引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケットなど標準的予防策、飛沫感染防止等の周知徹底を図る。</p> <p>高齢者施設等の基礎疾患を有する人が集まる施設や多数の人が居住する施設等における感染予防策を強化するよう周知する。</p>	福 祉 課 保 健 セ ン タ ー
2) 集会等の自粛	<p>町が主催する催し物等各種行事を自粛する。また、集会主催者等に対し集会等を自粛するよう協力要請する。</p> <p>町民に可能な限り外出を自粛するよう協力を呼びかける。</p>	関 係 各 課
3) 公共施設の臨時休業	<p>状況に応じ、保育園、学校及び公共施設を臨時休業する。</p>	
4) 新型インフルエンザワクチン	<p>プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制・計画について周知するとともに、整い次第、県と連携し、医療従事者と社会機能維持にかかわる人を対象に集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。</p> <p>県の協力を得ながら、パンデミックワクチンを全町民が速やかに接種できるよう、事前に定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の準備を進める。</p>	保 健 セ ン タ ー
5) 事業者の対応	<p>引き続き、事業者に対し、手洗い、うがい、マスクの着用等職場における感染予防策の徹底を促す。</p>	総 務 課 産 業 振 興 課
6) 衛生資器材の確保等	<p>衛生資器材(消毒薬、マスク等)を活用する。</p>	総 務 課 保 健 セ ン タ ー

(3) 予防接種

対 策	内 容
1) 住民接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 ・ 留意点は「1未発生期」P23を参照。
2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療機関に配布する。

【緊急事態宣言がされている場合】

対 策	内 容
1) 住民接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・ 留意点は「1未発生期」P23を参照。
2) 住民接種の広報 ・ 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留意点は「1未発生期」P24を参照。

(4) 医療

対 策	内 容	担 当 課
1) 医療体制の周知	<p>①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として一般の医療機関において診療が行われるためその周知を行う。</p> <p>入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養となるためその周知を行う。</p> <p>国や県が医師会等と整備を進めている地域医療体制、検査体制、抗インフルエンザ薬等について分かりやすく周知する。</p> <p>②公共施設等で医療を提供する必要がある場合には、公共施設を確保する。</p> <p>医療機関を設置し流行がピークを越えた後、その状況に応じて患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p>	<p>福 社 課 保 健 セ ン タ ー</p> <p>総 務 課 福 社 課 保 健 セ ン タ ー 教 育 委 員 会</p>

(5) 情報提供・共有

対 策	内 容	担 当 課
1) 町民への情報提供	引き続き、発生状況、新型インフルエンザ等の基本的知識、予防策などの最新情報について、ホームページ等あらゆる広報媒体を使い、町民への情報提供を強化する。	総務課 企画調整課 福祉課 保健センター
2) 関係機関との情報共有	県、保健所、関係機関とインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。	

(6) 町民生活の確保

対 策	内 容	担 当 課
1) 食料品等の確保	食料・生活必需品の確保ができるよう、また、買い占めることがないように町民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。	住民環境課 総務課 産業振興課
2) ライフライン機能の維持	① ごみ・し尿処理機能の維持を図る。 ② 水道の安定供給を図る。	住民環境課 建設課
3) 要支援者等の支援	在宅で療養する新型インフルエンザ等の患者や在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（見守り、訪問介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的対応の準備を県と連携して行う。	福祉課 住民環境課
4) 事業活動の自粛等	事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小が要請されるためその周知を行う。新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止、受診の勧奨も同様に周知を行う。	住民環境課 総務課 産業振興課
5) 遺体に対する適切な対応	火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合は、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。	住民環境課 総務委員 教育委員会

5. 小康期

状 況	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
目 的	町民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。

【具体的対策】

(1) 実施体制

対 策	内 容	担 当 課
1) 対策本部の設置	<p>新型インフルエンザ等の再流行、毒性の変化の際に迅速に対応できるよう考慮の上、本部を縮小する。</p> <p>緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。</p>	総 務 課
2) 相談窓口の設置	状況に応じて相談窓口を縮小する。	保 健 セ ン タ ー
3) 発生情報の収集	再流行を早期に探知するため、保育園・学校でのインフルエンザ等の集団発生 of 把握を再開する。	福 祉 課 教 育 委 員 会

(2) まん延防止

対 策	内 容	担 当 課
1) 感染予防とまん延防止	引き続き、手洗い、マスクの着用など標準的予防策*11、飛沫感染防止等の周知を図る。	総 務 課 保 健 セ ン タ ー
2) 集会等の自粛	状況に応じ、外出や集会の自粛の解除について検討を行い、決定する。	関 係 各 課
3) 公共施設の臨時休業	状況に応じ、臨時休業していた保育園・学校及び公共施設等の再開等について検討を行い、決定する。	関 係 各 課
4) 新型インフルエンザワクチン	<p>プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制・計画について周知するとともに、整い次第、県と連携し、医療従事者と社会機能維持にかかわる人を対象に集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得てプレパンデミックワクチンの接種を行う。</p> <p>県の協力を得ながら、パンデミックワクチンを全町民が速やかに接種できるよう、事前に定めた接種体制に基づき具体的な接種体制の準備を進める。</p>	保 健 セ ン タ ー

対 策	内 容	担 当 課
5) 事業者の対応	引き続き、事業者に対し、手洗い、うがい、マスクの着用等職場における感染予防策の徹底を促す。	総務課 産業振興課 保健センター
6) 衛生資器材の確保等	衛生資器材（消毒薬、マスク等）を補充する。	総務課 保健センター

(3) 予防接種

対 策	内 容
1) 住民接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。 ・留意点は「1 未発生期」P23を参照。
2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査	・あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療機関に配布する。

【緊急事態宣言がされている場合】

対 策	内 容
1) 住民接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。 ・留意点は「1 未発生期」P23を参照。
2) 住民接種の広報・相談	・留意点は「1 未発生期」P24を参照。

(4) 医療

対 策	内 容	担 当 課
1) 医療体制の周知	状況に応じて、医療体制等が平常化するため、その周知を行う。	福祉課

(5) 情報提供・共有

対 策	内 容	担 当 課
1) 町民への情報提供	引き続き流行の第二波に備え、町民への情報提供と注意喚起を行う。	総務課 企画調整課
2) 関係機関との情報共有	引き続き流行の第二波に備え、関係機関との情報共有を継続する。	福祉課 保健センター

(6) 町民生活の確保

対 策	内 容	担 当 課
1) 食料品等の確保	防災対策のひとつとして食料・生活必需品の確保ができるよう、町民自らが可能な限り備蓄に努める周知を図る。	総 務 課
2) ライフライン機能の維持	① ごみ・し尿処理機能を平常の体制へ戻す。 ② 水道機能を平常の体制へ移行する	住 民 環 境 課 建 設 課
3) 要支援者等の支援	状況に応じ、生活支援等を順次縮小する。	福 祉 課
4) 事業活動の自粛	事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小の要請が解除されるため、その周知を行う。 事業者に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止、受診の勧奨の要請が解除されるためその周知を行う。	総 務 課 産 業 振 興 課
5) 遺体に対する適切な対応	火葬場に火葬炉の稼働を平常の体制に戻すよう要請するとともに、遺体の一時安置所は、閉鎖する。	住 民 環 境 課 教 育 委 員 会